

# R2病経 旧徳島県立海部病院

## 牟・中村 屋上防水改修工事 (2)

目次	
図面番号	図面名称
A-1	特記仕様書 1
A-2	特記仕様書 2
A-3	附近見取図 配置図
A-4	1階屋上防水平面図
A-5	断面図 (1)
A-6	断面図 (2)
A-7	詳細図 ハーラベット笠木金物廻り ハーラベット廻り
A-8	詳細図 改修ドレイン 脱気筒廻り 伸縮目地材廻り

課長	副課長	課長補佐	主査兼係長	係長	課員	担当

## I. 工事概要

1. 工事名称 R 2 病院 旧徳島県立海部病院 車・中村 屋上防水改修工事 (2)
2. 工事場所 海部郡牟岐町大字中村
3. 敷地面積 m<sup>2</sup>
4. 工事種目 ※工事内容： 1階屋上防水改修工事 (北側)
5. 工事区分 ※図示による。
6. 工期 工事完成年月日は 令和 年 月 日とする。

## II. 建築工事仕様書

### 1章 一般共通事項

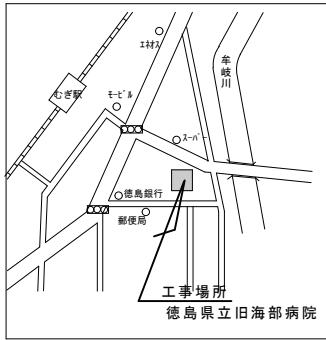
項目	特記事項
1. 通用基準等	<p>◎図面及び特記仕様に記載されていない事項は、すべて国土交通大臣官房官舎監修部監修の下記による。</p> <p>①公共建築改修工事標準仕様書（建築工事規格）平成31年版（以下「改修仕」という。）</p> <p>②公共建築工事標準仕様書（建設工事規格）平成31年版（以下「標準仕」という。）</p> <p>③建築物解体工事共通仕様書（平成31年版）</p> <p>④設計図面の優先順位は、次の順とする。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 質問回答書（(2)から(5)に対するもの）</li> <li>(2) 詳説説明書</li> <li>(3) 特記仕様書</li> <li>(4) 図面</li> <li>(5) 公共建築改修工事標準仕様書（平成31年版）等</li> </ol> <p>◎施工条件は次による。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・工程については、施設管理者と協議の上決定すること。</li> <li>・施設の使用に影響のある、騒音、振動、粉塵等を作り出す作業は施設管理者と、協議の上行うこと。</li> <li>・その他の詳細な施工条件については、実施工程表及び統合施工計画書の作成時に施設管理者と協議の上決定し、適宜五日以内に提出をねらう。</li> <li>・本工事の着工前に、給排水、地盤処理の実際の状況の確認を行う。</li> <li>・コンクリート部分の基礎工事は、8 時間から 17 時までとする。</li> <li>・工事のため占する歩道部などの許可の権利者への届出手続等は本工事に含まれる。</li> <li>・本工事の進入路は、路肩バス等の進入路となっているため、重機進入については、バスの運行に支障とならないよう十分に配慮すること。</li> <li>◎本工事で使用する建設機械は、「騒音規制・低振動建設機械の指定に関する規定（国土交通省告示平成14年9月改正）」に基づき指定された建設機械を使用するものとする。</li> <li>現場代表者は、施工場所において使用する建設機械の景観及び整備等、同規程に基づき指定された建設機械であることがかかる真実を監督員へ提出するものとする。</li> <li>但し、同規程に記載されていない機種、規格の建設機械により施工する場合はこの限りでない。</li> <li>なお、同規程に基づき指定された建設機械を現地に供給するのが苦しく困難な場合は、監督員と協議する。ただし、騒音規制、徳島県公害防止条例等の規制法等を遵守するものとする。</li> <li>◎本工事で使用する建設機械、労働安全衛生法により特別自主検査が義務づけられている建設機械は、1年内毎に同規程に定めた目録を監督員へ提出する。</li> <li>◎受注者は、本工事の一部を下請にする場合には、徳島県内に主たる事業所を有するものの中から優先して選定するよう努めなければならない。</li> <li>◎交通事故警備について：は、警備法に基づき警備員とし、表示する場所に〇〇日間置すること。</li> <li>・本工事は、警備員等の監督員等に対する規則第4条により規定された交通事故警備業務を行なう場所に一級又は二級の安全管理警備員の指名が義務付けられている。（【監修付られない】）</li> <li>・警備員は、職人（屋内・屋外・うち既定合格警備員）を見込んでいる。</li> <li>・警備法を遵守するとともに、監督者と交通事故警備員の配分計画書及び合格證明書のし等資格要件の確認ができる資格を事前に監督員へ提出すること。</li> <li>・配置に係る安全管理警備員は、実務に從事している間に合格證明書を携帯し、かつ、監督員等の請求があるときは、これに提示すること。</li> <li>・受注者は、監修者が行う交通事故警備員勤務実績調査の実施に協力しなければならない。また、対象工事の一部について「請負契約を締結する場合」に当該下請工事の受注者（当該下請工事の一部に係る二次工事の請負を含む。）も同様に請負を定めなければならない。なお、監督員の指示があった場合は直ちに業者を変更する旨を示す。</li> <li>・受注者は、「交通事故警備員勤務実績調査書」を作成し、勤務実績が確認できる資料（勤務伝票の写し）とともに、1月に監督員へ提出しなければならない。</li> <li>◎施工に立ち、実施工程表、工事の合意計画をまとめた統合施工計画書及び工種別施工計画書を作成し、監督員へ提出すること。</li> <li>・上記の施工計画書には、「地下埋設物等の近接作業に関する事項」を設けること。</li> <li>・施工時、現況・見本等は、監督員の指示により速やかに監督員に提出すること。</li> <li>◎工事関係図書及び監督員から指示された事項等については、施工に携わる監修員にも十分周知徹底すること。</li> <li>◎工事関係図書及び監督員から指示された事項等については、施工に携わる監修員にも十分周知徹底すること。</li> <li>◎工事規程における現場代理人、監理技術者、主任技術者の確認のため名札を着用すること。</li> <li>名札には現場代理人、監理技術者、主任技術者の別、氏名、会社名、工事名を記入し、顔写真を添付すること。</li> <li>◎工事現場の安全衛生管理については、労働安全衛生法等関係法令等に従って行うこと。</li> <li>◎工事の施工に伴う災害及び公害の防止、建築基準法、労働安全衛生法、騒音規制法、振動規制法、大気汚染防止法、建設工事公害対策基準（平成11年1月12日 建設省建設第1号）、建設工事資源正処理推進規則（平成11年1月12日 建設省経済発第3号）の他関係法令等に従い適切に処理すること。</li> <li>◎受注者は、工事の施工場所及びその周辺にある地下的既設構造物について工事（仮囲い等仮設材設置を含む）着手までに調査を行い、「支障物件確認書」を監督員に提出し、監督員の確認を受けてから工事着手すること。</li> <li>◎受注者は、工事箇所及びその周辺にある地上地下の既設構造物に対し、支障を及ぼさないよう措置を施さなければならない。一方、損傷を与えた場合は、ただに監督員に報告とともに、施設の通常に支障がないよう受注者の負担でその都度補修又は補償すること。</li> <li>◎受注者は、重量が100kg以上のものを貨物自動車に積む作業（ロープ掛けの作業及びシート掛けの作業を含む）を行うときは、当該作業を指揮する者を除く監督員に報告しなければならない。</li> </ul>

項目	特記事項	項目	特記事項																																												
3. 安全衛生管理	<p>む。）又は自動車転倒から作業（ロープ解きの作業及びシート外しの作業を含む。）を行うときは、当該作業を指揮する者を除く監督員に報告しなければならない。</p> <p>◎受注者は、機械等を自動車に積み込む際又は資材又は荷物を車庫から卸す作業を行う場合は、当該作業を指揮する者を除く監督員の命令により行わなければならぬ。また、作業終了について、写真等の資料を整備及び保管し、監督員の請求により写真等の請求がなればならない。</p> <p>◎受注者は、輸送路等において上空施設への接触事故を防止するため、重機回送時の高さ、移動式クレーンのブームの格納、ダブルトラックの架台の下ろし等について、走行前に複数の作業員により確認しなければならない。</p> <p>◎受注者は、移動式クレーンを使用する場合は、上空施設への接触事故防止装置（ブームの格納忘れを防止（警報）する装置、ブームの高さを制限する装置等）付きの車両を原則使用しなければならない。なお、令和2年度末までは、経過措置期間とするが、この期間においても接触事故防止機能付きの車両を使用するよう努力するものとする。</p> <p>◎休日、夜間に作業を行なう時は、事前に「休日・夜間作業届」を監督員に提出すること。</p> <p>◎受注者は、工事用車両による配車、工事用資材、機械等の輸送を任す場合は、関係部門と合せを行い、交通安全法に規定する担当者、輸送路、輸送時間、輸送方法等を監督員の輸送課係担当者、輸送課係担当者、監修課係等の設置部門その他工事輸送の担当者について計算を立て、災害の防止に向けなければならない特に、輸送経路にある建設機械等について損害を及ぼすそれもある場合は、当該物件およびその位置と必要な措置について工事着手前に監督員に報告しなければならない。</p> <p>◎受注者は、工事期間中全般警戒を行い、工事区域及びその周辺の監視あるいは連絡を行い安全を確保するとともに工事現場における事故防止の観点から、資材等の保管状況等について併せて確認すること。監督員から「資材保管及作業計畫書」（自由様式）の提出を求められた場合は、速やかに提出すること。</p> <p>◎工事現場には、工事標識を監督員の指示によって設けやすい場所に設けること。</p> <p>◎受注者は、本工事において使用する事務車・パーカー等について、県産木材を用いた木製品を優先して使用するよう努めなければならない。県産木材を用いた場合、受注者は、工事完了後「木材使用実績報告書」（電子データ）を監督員へ提出しなければならない。</p> <p>◎発注者の要求等に従うべき事項は、(1)工事による被生産のうち、文化財保護法に基づく物及び有価財と判断される物については、報告及び引き渡しを要する。</p> <p>(2) 上記以外の被生産のうち、建設工事に係る資源の再生資源化等に関する権利、資源の有効的利用の促進に関する法律、農業物の處理及び清掃に関する法律、建設副産物適正処理基準その他の関係法令等に従い実施すること。受注者は、工事で発生する農業産業農業物を保管する場合、または自ら販売する場合等においては、農業物の處理及び清掃に関する法律第2条の規定を遵守すること。図面上に表示のないものについては、監督員（契約書）に規定された監督員とし、権利の規定による場合は監督員と読み替える。以下同じ。に報告し前記を仰ぐこと。</p> <p>(3) 搬去物の種類、発生件数及び搬入場を記載する。</p>	5. 施工調査	◎本工事の着手時に、給排水等の調査を行う。調査期間は1週間とする。																																												
4. 工事現場管理	<table border="1"> <thead> <tr> <th>施主名</th> <th>所在地</th> <th>運搬距離</th> <th>基準料金</th> <th>単位</th> </tr> <tr> <td>施主名（無筋）</td> <td>施主名（無筋）</td> <td>km</td> <td>円(税抜)</td> <td>税抜き</td> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>二刈ト（無筋）</td> <td>鹿児島市内峰町西9178-1 （中間分）</td> <td>37.7</td> <td>800</td> <td>t</td> </tr> <tr> <td>金屬（鉄）</td> <td>（株）金屬</td> <td>63.9</td> <td>0</td> <td>t</td> </tr> <tr> <td>床下</td> <td>（財）鹿島県農業振興公社 合資会社鹿島農業振興公社</td> <td>38.3</td> <td>22700</td> <td>t</td> </tr> <tr> <td>木材</td> <td>（有）徳島県農業振興公社 合資会社徳島農業振興公社</td> <td>59.8</td> <td>10000</td> <td>t</td> </tr> <tr> <td>石膏ボード</td> <td>（財）徳島県環境整備公社 （株）阿南市橋町小勝7番地の地先</td> <td>35.3</td> <td>22700</td> <td>t</td> </tr> <tr> <td>サッセ アルミ</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>上記以外の許可事業者の見分場で勘定しても差し支えないが、増倍変更の対象とはしない。また、この場合、勘分場の見積額の提出を要する。勘定変更を行うことがある。</p> <p>なお、上記の見分場の「徳島県良質農業物販賣処理者」（以下、「優良農業物販賣業者」という。）に認定されているとき、勘定変更をする場合は原則として「優良農業物販賣業者」を変更すること。ただし、該部門の慣習により優良農業物販賣業者以外の見分場で勘定を行う場合は、理由を監督員に提出すること。また、コンクリート・アスファルト類の搬出先については、中間勘定施設の搬出場所を監督員に提出すること。</p> <p>(4) 受注者は、建設副産物を搬出する工事にあっては、建設業者は建設業者に搬出請求、産業廃棄物の建設廃棄物搬出請求書（マニフェスト）により、適正に処理されているか認証するとともに、監督員に建設業者提出請求書（式別）を提出しなければならない。なお、監督員の指示があった場合は直ちに業者を変更する旨を示す。</p> <p>◎中間勘定について</p> <p>中間勘定に持ち込む場合、原則成分試験は必要ないが、勘分場から成分試験を求められることがある。これを確認すること。</p> <p>◎受注者は、資源の有効的利用の促進に関する法律（以下「資源有効利用促進法」という。）に基づく建設業に属する事業を行う者の再生資源の利用に関する判断の基準となるべき事項を定める省令（H3.10.25建設省告示第19号）第2条に規定される工事、又は建設工事に係る資源の再生資源化に関する法律（建設リサイクル法）施行第2条で規定される工事（以下「一定規模以上の工事」という。）において、コンクリート（二次製品を含む。）、砂土、砕石、加熱アスファルト・混合物又は木材を工事現場に搬入する場合には、（一財）日本建設情報総研センタ－の建設副産物情報交換システム（以下「C O B R I S」という。）により再生資源利用促進計画書を作成し、監督員の認証を受けなければならない。</p> <p>受注者は、再生資源利用計画書及び再生資源利用促進計画書を作成した場合には、工事完了後やかにC O B R I Sにより再生資源利用実施案に基づく建設業に属する事業を行う者の認定手続に係る再生資源の利用の促進に関する判断の基準となるべき事項を定める省令（H3.10.25建設省告示第20号）第2条に規定される工事、又は一定規模以上の工事において、建設発生土、コンクリート塊、アスファルト・コンクリート塊、建設汚泥又は建設副産物を工事現場から搬出する場合には、C O B R I Sにより再生資源利用促進計画書を作成し、監督員の認証を受けなければならない。</p> <p>受注者は、再生資源利用計画書及び再生資源利用促進計画書を作成した場合には、工事完了後やかにC O B R I Sにより再生資源利用実施案に基づく建設業に属する事業を行う者の認定手続に係る監督員に提出しなければならない。</p> <p>受注者は、C O B R I Sの入力において、資源の単位及び搬出する副産物の搬出先について、その施設名、施設の種類及び住所を必ず入力しなければならない。ただし、バージン材を使用する生コンクリート及び購入土を除くものとする。</p>	施主名	所在地	運搬距離	基準料金	単位	施主名（無筋）	施主名（無筋）	km	円(税抜)	税抜き	二刈ト（無筋）	鹿児島市内峰町西9178-1 （中間分）	37.7	800	t	金屬（鉄）	（株）金屬	63.9	0	t	床下	（財）鹿島県農業振興公社 合資会社鹿島農業振興公社	38.3	22700	t	木材	（有）徳島県農業振興公社 合資会社徳島農業振興公社	59.8	10000	t	石膏ボード	（財）徳島県環境整備公社 （株）阿南市橋町小勝7番地の地先	35.3	22700	t	サッセ アルミ					6. 材料・製品等	<p>◎本工事に使用する建築材料等の検査図面に規定する所の品質及び性能を有するものとし、JIS又はJASマーク表示のない材料等のうちの製造者等は、次の(1)から(3)の事項を満たすものとする。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>① 品質及び性能に関する試験データが整備されていること。</li> <li>② 法令等で定める認可、認定又は免許を取得していること。</li> <li>③ 製造又は施工の実績があり、その信頼性があること。</li> </ol> <p>なお、「申請名簿（最新版）」記載品を指すものとする。</p> <p>◎受注者は、本工事に使用する建築材料、製品等（以下「建材」という）の备注の欄には、発注前に、「コンクリート使用承認願」、「木材使用承認願」、「木材使用承認願」を監督員へ提出しなければならない。</p> <p>◎受注者は、工事完了後、請負金額が500万円以上の工事において、「木材使用実績報告書」（電子データ）、「建設資材使用実績報告書」（電子データ）を監督員へ提出しなければならない。</p> <p>◎改修に記載されていない特別な材料の仕様・工法は、監督員の承諾を受けて、当該製品の仕様及び指定工法による。</p> <p>◎県産木材の使用</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>① 受注者は、工事目的及び指定仮設で木材を使用する場合並びにコンクリート打設用型枠を使用する場合、原則として県産木材を使用しなければならない。ただし、特段の理由がある場合にはこの限りではない。</li> <li>② 「県産木材」とは次のとおりである。        (1) 県産木材認定図面による県産木材        (2) ①以外において、徳島県内の森林で育成したことが確認された木材</li> </ol> <p>③ 受注者は、請負金額が500万円以上の工事において、県産木材以外の木材を使用する場合は、県産木材を使用できない理由を記載した書面及び確認資料を事前に監督員に提出し、承諾を得なければならない。</p> <p>④ 受注者は、県産木材を使用するに際しては、徳島県木材認定機関から発行される「产地認証」、証明書のなしによる県産木材であることを示す書類を監督員へ提出しなければならない。</p> <p>⑤ 県内の森林から直接運搬するなど、前述により難い場合は木材調達先の産地及び相手の氏名等を記入した書類を監督員へ提出しなければならない。</p> <p>◎製材材質、集成材、集成材、合板、单板、单板積材材、フーリング、再生木質ボード（パテイクルボード、繊維板、木質系メンソーブ）について、合法化に係る認証（「产地認証」及び「品質認証」）を含む、下記行われたものを使用する。ただし、繊維板、需給などは当該由来により確保困難であります。使用できない場合に監督員と協議するものとする。</p> <p>また、その木又は原木の原産地と原木の木原木についての合意性に係る確認は、林野庁作成の「木材・木材製品の合法化・持続可能な利用のためのガイドライン」（平成18年2月15日）に準拠して行うものとし、監督員に合法化認証書を提出するものとする。ただし、平成18年4月1日より前に採伐業者や加工・流通業者等と契約を締結している場合に木原木による合法性の認証について、平成18年4月1日の時点に原木・製品等を保管しているが認証書に記載されない場合は、監督員へ提出して監督員に提出することに記載した場合は、上記ガイドラインによる法的な方法であることをこの証明不能とします。</p> <p>◎県内産資材の使用</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>① 受注者は、木材以外の建設資材を使用する工事を施工する場合、原則として県内産資材を使用しなければならない。ただし、特段の理由がある場合はこの限りでない。なお、WTO対象工事については、県内産資材を優先して使用するよう努めるものとする。</li> <li>② 受注者は、請負金額が500万円以上の工事について、県内産資材以外の資材を使用する場合は、県内産資材を使用できない理由を記載した書面及び確認資料を事前に監督員に提出し、承諾を得なければならない。</li> <li>③ 受注者は、工事完了後、請負金額が500万円以上の工事において、「建設資材使用実績報告書」を監督員に提出しなければならない。</li> </ol>	7. 施工	<p>県内産資材（次のいずれかに該するもの）</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>① 材料の主要な部分が県内産出の原材料を使用している製品</li> <li>② 鹿児島県内の工場で加工、製造された製品</li> <li>注) 部材、部品は県外製造であっても、県内の工場で加工、製造した製品（二次製品）であれば県内産資材として取り扱う。</li> <li>注) 県内企業が県外に立地した場合（社工場）で加工、製造した製品も県内産資材として取り扱う。</li> <li>注) 公共建築標準工事標準仕様書との基準を満たす資材、製品であること。</li> </ol> <p>◎受注者は、徳島県内に主たる業者所を有する者から譲渡した建物等（県内産資材等）を優先して使用するよう努めなければならない。なお、県内企業譲建材等以外を使用する場合は、県内企業譲建材等を使用しない理由を記載する権力を監督員に提出しなければならない。</p> <p>◎工事現場監督員は常駐できないので、疑問点は、その他打合せ決定を要する事項は、監督員の出向いた時、又は営業課と連絡問い合わせ、工事に遺漏のないようする。</p> <p>◎施工にあたっては、設計図面に従って施工すること、不都合な工法等を免見した場合は、工事が進行済みであると判断的である手直しを命ぜるので、注意して施工すること、手直し工事は、受注者の責任において実施し、それに要する費用は受注者の負担とする。</p>	9. 技能士の適用	<p>◎技能士の適用については、次の技能検定業者（以下、「作業」という。）のうち各工事毎に適用する作業を指定するもの。</p> <p>技能士は、職業能力開発促進法による一级技能士又は二级技能士の資格を有する者とし、資格を証明する資料を監督員に提出すること。</p> <p>技能士は、適用する工事作業中、1名以上の者が自ら作業をするとともに、他の技能者に対して、施工品質の向上を図るために作業指導を行うこと。</p> <p>技能士は、適用する工事作業中、1名以上の者が自ら作業をするとともに、他の技能者に対して、施工品質の向上を図るために作業指導を行うこと。</p> <p>なお、指定のない作業についてもその活用を図るよう努めることとする。</p>
施主名	所在地	運搬距離	基準料金	単位																																											
施主名（無筋）	施主名（無筋）	km	円(税抜)	税抜き																																											
二刈ト（無筋）	鹿児島市内峰町西9178-1 （中間分）	37.7	800	t																																											
金屬（鉄）	（株）金屬	63.9	0	t																																											
床下	（財）鹿島県農業振興公社 合資会社鹿島農業振興公社	38.3	22700	t																																											
木材	（有）徳島県農業振興公社 合資会社徳島農業振興公社	59.8	10000	t																																											
石膏ボード	（財）徳島県環境整備公社 （株）阿南市橋町小勝7番地の地先	35.3	22700	t																																											
サッセ アルミ																																															

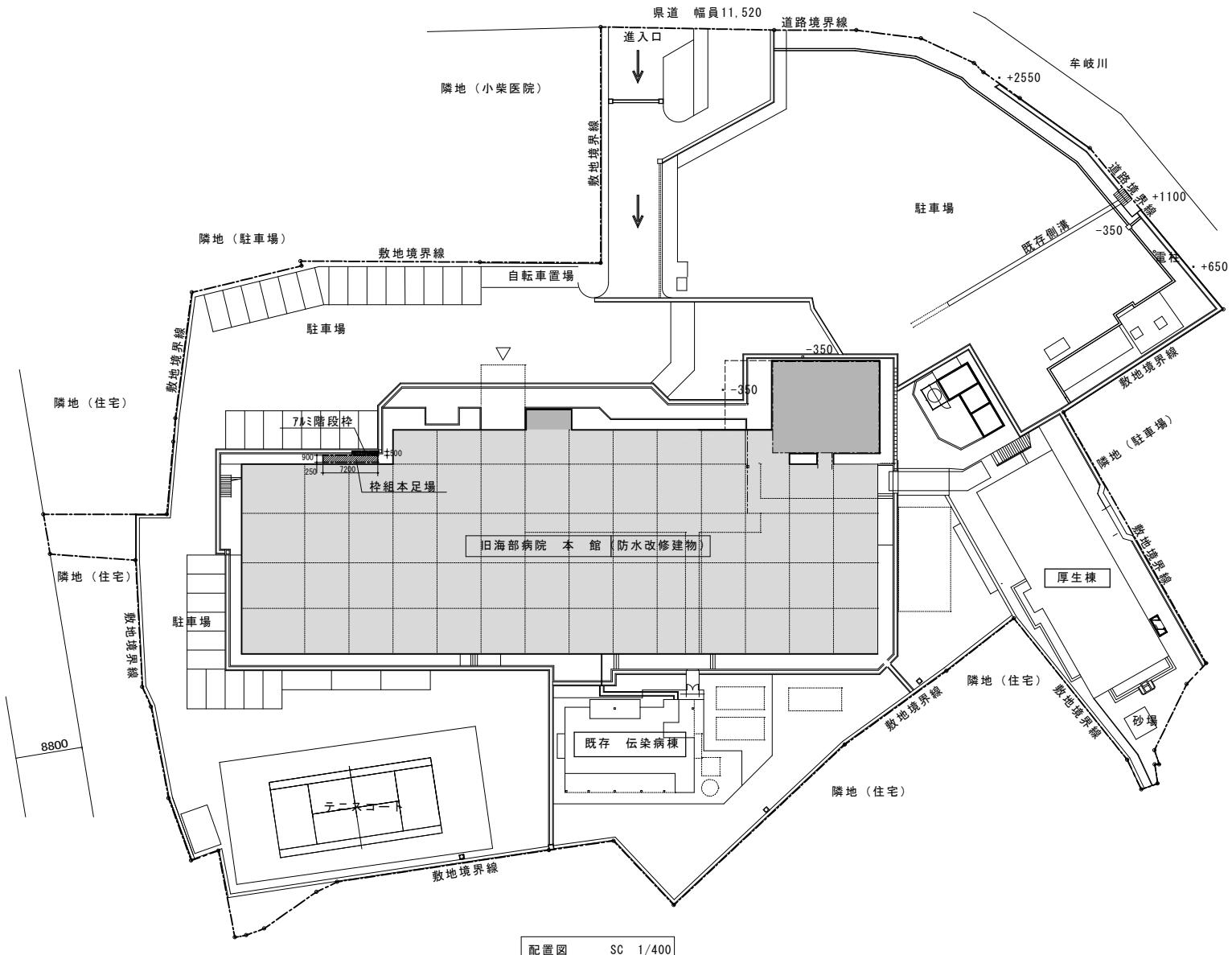
1章 一般共通事項

項目	特記事項	項目	特記事項	項目	特記事項																																												
	O印…適用作業																																																
	<table border="1"> <thead> <tr> <th>工事種目</th><th>技術検定範囲</th><th>技 能 検 定 作 業</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>防水</td><td>防水施工</td><td> <ul style="list-style-type: none"> <li>・アスファルト防水工事作業</li> <li>・ウレタンゴム系塗膜防水工事作業</li> <li>・アクリルゴム系塗膜防水工事作業</li> <li>・合成高分子系防水工事作業</li> <li>・塩化ビニルシート防水工事作業</li> <li>・セメント系防水工事作業</li> <li>・シリコン系防水工事作業</li> <li>・改質アクリルオーナメント法防水工事作業</li> <li>・改質アクリルオーナメント法防水工事作業</li> <li>・FRP防水工事作業</li> <li>・内外装板金作業</li> </ul> </td></tr> </tbody> </table>	工事種目	技術検定範囲	技 能 検 定 作 業	防水	防水施工	<ul style="list-style-type: none"> <li>・アスファルト防水工事作業</li> <li>・ウレタンゴム系塗膜防水工事作業</li> <li>・アクリルゴム系塗膜防水工事作業</li> <li>・合成高分子系防水工事作業</li> <li>・塩化ビニルシート防水工事作業</li> <li>・セメント系防水工事作業</li> <li>・シリコン系防水工事作業</li> <li>・改質アクリルオーナメント法防水工事作業</li> <li>・改質アクリルオーナメント法防水工事作業</li> <li>・FRP防水工事作業</li> <li>・内外装板金作業</li> </ul>																																										
工事種目	技術検定範囲	技 能 検 定 作 業																																															
防水	防水施工	<ul style="list-style-type: none"> <li>・アスファルト防水工事作業</li> <li>・ウレタンゴム系塗膜防水工事作業</li> <li>・アクリルゴム系塗膜防水工事作業</li> <li>・合成高分子系防水工事作業</li> <li>・塩化ビニルシート防水工事作業</li> <li>・セメント系防水工事作業</li> <li>・シリコン系防水工事作業</li> <li>・改質アクリルオーナメント法防水工事作業</li> <li>・改質アクリルオーナメント法防水工事作業</li> <li>・FRP防水工事作業</li> <li>・内外装板金作業</li> </ul>																																															
10. 設計変更箇所確認	<p>◎工事監理業務受注者を作成する設計変更箇所一覧表の内容について監督員、工事監理業務受注者とともに定期的に確認すること</p> <p>◎工事申請書に前ての設計変更箇所について、監督員、工事監理業務受注者とともに、書面により確認すること</p>		<p>◎労働安全衛生法第88条に基づき、労働安全衛生規則別表第7に掲げる機械等（組立から解体までの期間が60日未満を除く）の設置や移動、変更を行う場合は、30日前までに当該労働基準監督署に届け出をおこなうこと</p> <p>届け出をした場合は、監督員に報告すること。</p> <p>届け出をしない場合は、その旨監督員に報告すること。</p>																																														
11. 工事検査及び技術検査	<p>◎設計図書（各施工計画書を含む）に定められた工事が完了した時、報告書を提出し、監督員の検査等を受け、承認を受けた後の工事に進むこと</p> <p>◎試験等によらなければ、確認できまい工事（製品）については、試験等計画書（施工計画書に記載）を提出し、監督員の承認を受け試験を行い、その結果を報告し承認を得ること。</p> <p>◎次表により中間検査の対象工事となった場合は、原則として次表の実施回数以上の中间検査を実施するものとする。ただし、工事検査員が認める場合は、一般入札工事に限り、これによらないことができる。</p>	<table border="1"> <tr> <td>当初請負対象額</td><td>一般入札工事</td><td>低入札工事</td></tr> <tr> <td>3千万円未満</td><td>—</td><td>1回</td></tr> <tr> <td>3千万円以上~千万円未満</td><td>—</td><td>2回</td></tr> </table>	当初請負対象額	一般入札工事	低入札工事	3千万円未満	—	1回	3千万円以上~千万円未満	—	2回	<p>4. 監督員事務所</p> <p>5. 工事用電気、電力等</p> <p>6. 工事車両用駐車場 資材置場</p> <p>7. 仮設トイレの洋式化</p>	<p>◎監督員事務所は「設ける面積 m<sup>2</sup>程度」・「設けない」</p> <p>◎既存電力、水利利用（出来る・出来ない）ただし、施設管理者と協議すること。</p> <p>◎同様地は、（図示の場所に・開設していいので事業者に）設けること。</p> <p>◎受注者は、当初請負対象額（設計金額）1千万円以上~7千万円未満の工事において仮設トイレを設置する場合、原則として「式便器（洋式トイレ）」を設置しなければならない。また、現場從事者に女性が含まれる場合は、原則として「女性専用トイレ（快適トイレ）」を設置しなければならない。ただし、特殊の理由がある場合はこの限りでない。</p> <p>◎受注者は、仮設トイレを設置した場合、「仮設トイレ設置報告書」を監督員に提出しなければならない。</p>	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 10px;">           ○式便器とは、和式トイレの便座部分を洋式化したもののこと。            ○快適トイレは、洋式トイレのうち、防臭対策・施錠の強化などが実施された女性が利用しやすい仮設トイレのこと。         </div>																																			
当初請負対象額	一般入札工事	低入札工事																																															
3千万円未満	—	1回																																															
3千万円以上~千万円未満	—	2回																																															
12. 完成図等	<p>◎中間検査が部分検査と同時になる場合は、中間検査を省略することができる。</p> <p>◎電子納品：対象</p> <p>◎提出書類</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・竣工図（原本3部、電子データ2部）（A4・A3・A2・原図版）</li> <li>・工事写真（真写真 1部（着手前・竣工）、電子データ 2部）</li> <li>・使用材料一覧表 4部（うち3部は竣工図表紙裏面に貼付）・電子データ-2部）</li> <li>・保全に関する資料</li> </ul> <p>◎竣工図は関係図面（データ貸与）を修正して作成すること。</p> <p>竣工図データは、関係図面（データ貸与）を修正して作成し、PDF形式、SFC形式及びオリジナル形式をCD-Rに記録する。</p> <p>◎工事写真的電子データはしゅん工、着工前、資材、施工状況の順に整理する。</p> <p>しゅん工写真については、工事目的の状態が、資材、施工状況等については、不可視不文の出来形が写真的に確認できること。</p> <p>◎工事写真的撮影は、国土交通省大臣官房官房監査部監修「工事写真撮影要領」によること。</p>	<p>4. 防水改修工事</p> <p>1. 一般事項</p> <p>2. 改修工法の種類及び工程</p>	<p>◎保護層、防水層等を撤去した結果、下地等が設計図書と異なる場合は監督員と協議すること。</p> <p>◎降雨等に対する養生方法は、（上屋シート養生・下階天井養生・その他（ ））とする。</p>	<table border="1"> <thead> <tr> <th>工 程</th><th>S4S 工法</th><th>L4工法</th><th>工 法</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>施工箇所</td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr> <td>1 既存耐候層(立上り部等)撤去等</td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr> <td>2 既存耐候層(平張)撤去等</td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr> <td>3 既存耐候層撤去等</td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr> <td>4 既存耐候層(平上り部等)撤去等</td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr> <td>5 既存耐候層(平上)撤去等</td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr> <td>6 施工下地の新設及び処理</td><td>○</td><td>○</td><td></td></tr> <tr> <td>7 防水層の新設</td><td>OS-S2</td><td>OS-F2</td><td>○ X2</td></tr> <tr> <td>8 断熱材の新設</td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr> <td>9 保護層の新設</td><td></td><td></td><td></td></tr> </tbody> </table>	工 程	S4S 工法	L4工法	工 法	施工箇所				1 既存耐候層(立上り部等)撤去等				2 既存耐候層(平張)撤去等				3 既存耐候層撤去等				4 既存耐候層(平上り部等)撤去等				5 既存耐候層(平上)撤去等				6 施工下地の新設及び処理	○	○		7 防水層の新設	OS-S2	OS-F2	○ X2	8 断熱材の新設				9 保護層の新設				
工 程	S4S 工法	L4工法	工 法																																														
施工箇所																																																	
1 既存耐候層(立上り部等)撤去等																																																	
2 既存耐候層(平張)撤去等																																																	
3 既存耐候層撤去等																																																	
4 既存耐候層(平上り部等)撤去等																																																	
5 既存耐候層(平上)撤去等																																																	
6 施工下地の新設及び処理	○	○																																															
7 防水層の新設	OS-S2	OS-F2	○ X2																																														
8 断熱材の新設																																																	
9 保護層の新設																																																	
13. デジタル工事写真の小黒板情報電子化	<p>◎受注者は、デジタル工事写真の小黒板情報電子化の実施を希望する場合は、監督員の承認を得たうえで、デジタル工事写真の小黒板情報電子化対象工事（以下、「対象工事」という）とすることができる。</p> <p>◎対象工事は、鹿児島県GALS/EDホームページ掲載の「デジタル工事写真の小黒板情報電子化の運用について（県土整備課）」に記載された全ての内容を適用することとする。</p>	<p>3. 既存下地の補修材料</p> <p>4. ルーフドレン通りの処理</p> <p>5. 既存下地の補修及び処理</p> <p>6. 合成高分子系ルーフィングシート防水</p>	<p>◎端部押さえ金物は、既成アルミニウム製とし、形状寸法は(L=40×10×1.5)とする。</p> <p>◎ポリマーセメントモルタル及びポリマーセメントベースト、層間接着用プライマー、アスファルト系下地調整材、改修用ドレン等の材料は、ルーフィング製造所の指定する製品とする。</p> <p>◎ルーフドレンの端部から（500mm～300mm）の防水層及びシーリングを撤去し、ポリマーセメントモルタルで勾配1/4程度仕上げること。</p> <p>◎補修箇所の形状、長さ、数量等は図示する。</p> <p>◎合成高分子系ルーフィングシートは、JIS A 6008の規格品とする。</p>																																														
2章 改修仮設工事			<p>◎機械式固定工法の場合は、引き抜き試験の結果に基づき、建築基準法に基づき定まる風圧力に対応した工法を施工計画書として提出する。</p> <p>○建築基準法に基づき定められた区分等</p> <p>・基本風速V<sub>0</sub>= (38 / m/s) 地表面粗度区分 I・II・III・IV)</p> <p>○絶縁用シートは、発泡ポリエチレンシートとする。</p> <p>○プライマー、増強材用シート、成型役物、接着剤、仕上塗料、シール材、固定金具、絶縁用テープ等は、ルーフィングシート製造所の指定する製品とする。</p> <p>○固定金具 IH-F2 材質（接着層付付込み） 形状寸法（厚さ 0.65mm×直徑86mm）</p> <p>○F2-F2は、不定形シート材で、シート相互の接合部専用。</p>																																														
1. 一般事項	<p>◎着工に先立ち、敷地境界、既存構造物及び地下埋設物の確認、近隣建築物及び工作物の現状確認、排水路及び雨水管の流束処理の確認並びに敷地周辺の状況確認を行うこと。</p> <p>◎監督員の指示による。</p> <p>◎仮設機材及び既存仮設機材の使用については、次の規格又は認定基準（以下「規格等」という。）に適合するものを使用すること。</p> <p>①労働安全衛生法に基づく構造規格</p> <p>②社団設立会員の認定基準</p> <p>また、鹿児島県の「経年劣化機材の管理指針」の基づく（社）設立会員の「通用工場制度」による登録工場及び指定工場等の活用に努めるとともに、前記規格等に定めるものの以外の使用に当たってはあらかじめ強度等を確認した書類を監督員に提出し、承認を得ること。</p>		<p>9. とい</p> <p>10. アルミニウム製笠木</p> <p>11. 防水保護</p>	<p>◎ルーフドレンの取付けは図示する。</p> <p>◎既存笠木は、削り取りし、再取り付けとする。目地シールは、MS-2（変成シリコーン系）。</p> <p>◎防水工事を完了後は、メーカー、元請業者、下請業者の3責任者による（3・5・7・⑩）年の防水工事性能保証書を提出すること。</p>																																													

		工事名 R2病経 旧徳島県立海部病院 牟・中村 屋上防水改修工事 (2) (北側)	図面番号 A-2	松根-級建築士事務所 徳島市津田本町4丁目3番8-2号 TEL 088-662-2844 松根美幸 (級建築士 登録番号 818744)
		図面名称 特記仕様書 2	縮尺	



附近見取り図



工事名 R 2 病経 旧徳島県立海部病院

牟・中村 屋上防水改修工事（2）（北側）

図面番号 A-3

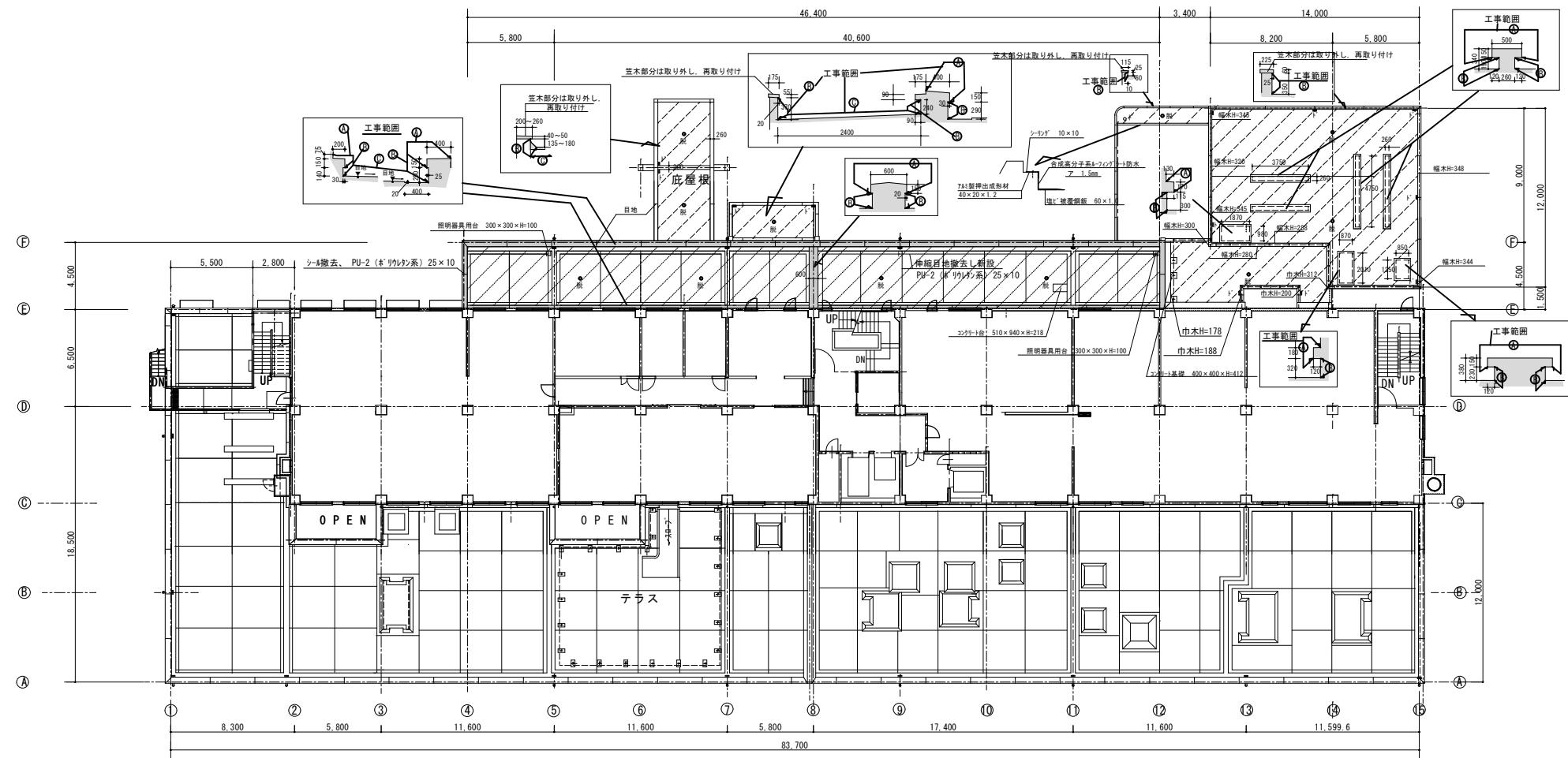
図面名称 附近見取り図 配置図

松根-級建築士事務所

徳島市津田木町4丁目3番5-2号 TEL 088-662-2844

松根美幸 1級建築士 登録番号 81874号

縮尺 1/400



**工事範囲**

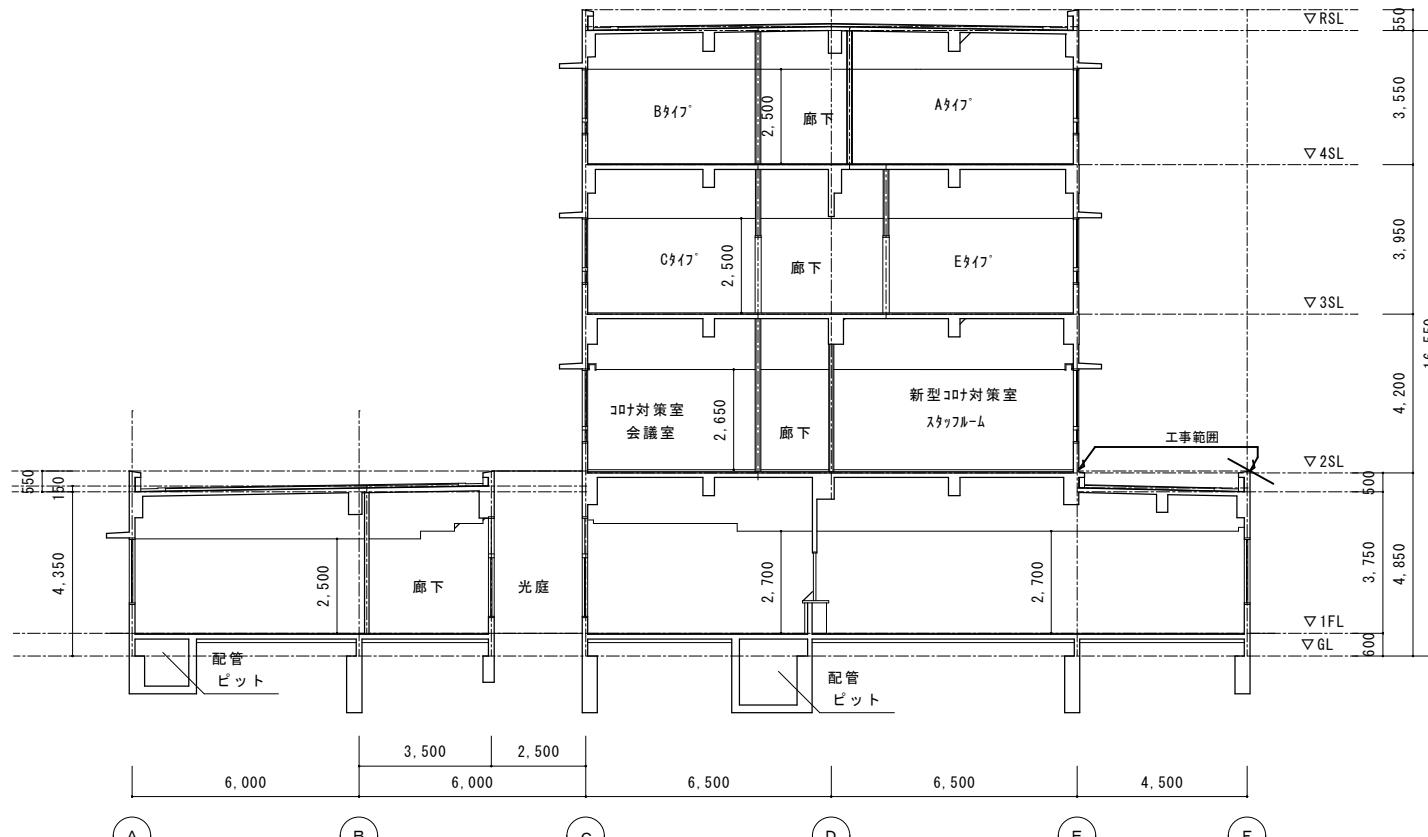
- Ⓐ 塗膜防水 クレタコム系 X-2 (密着工法)
- Ⓑ 合成高分子系ルーフィングシート防水 ア1.5mm 接着工法 S-F2
- Ⓒ 合成高分子系ルーフィングシート防水 ア1.5mm 純絶工法 S-M2 機械的固定工法

1階屋上防水平面図 SC 1/200

\*の寸法は現場当たり寸法を優先すること。

	平場	
	合成高分子系レバーフィングシート防水	A1.5mm
	絶縁工法	S-M2 機械の固定工法
	幅木	上立り部分（トコラブ）幅木部分も含む
	合成高分子系レバーフィングシート防水	A1.5mm
	接着工法	S-F2
	バーナー	笠木部分 壁付バーナー部
	塗膜防水	カラコンゴム系 X-2 (密着工法)
	架台バーナー部分	
	塗膜防水	カラコンゴム系 X-2 (密着工法)
	平場、幅木部分は	に準ずる。
	笠木部分 (手取付取部分共)	は、一時取り外し、防水工事施工後に再取り付けとする。
	脱気筒をしめす。	
	改修ドレンをしめす。	

工事名	R2病室 旧徳島県立海部病院 牟・中村 屋上防水改修工事(2)(北側)	図面番号	A-4	松根-級建築士事務所	
図面名称	1階屋上防水平面図	縮尺	1/200 1/20	徳島市津田町本町4丁目3番8号 TEL 088-662-2844 松根美幸 級建築士 登録番号 81874号	

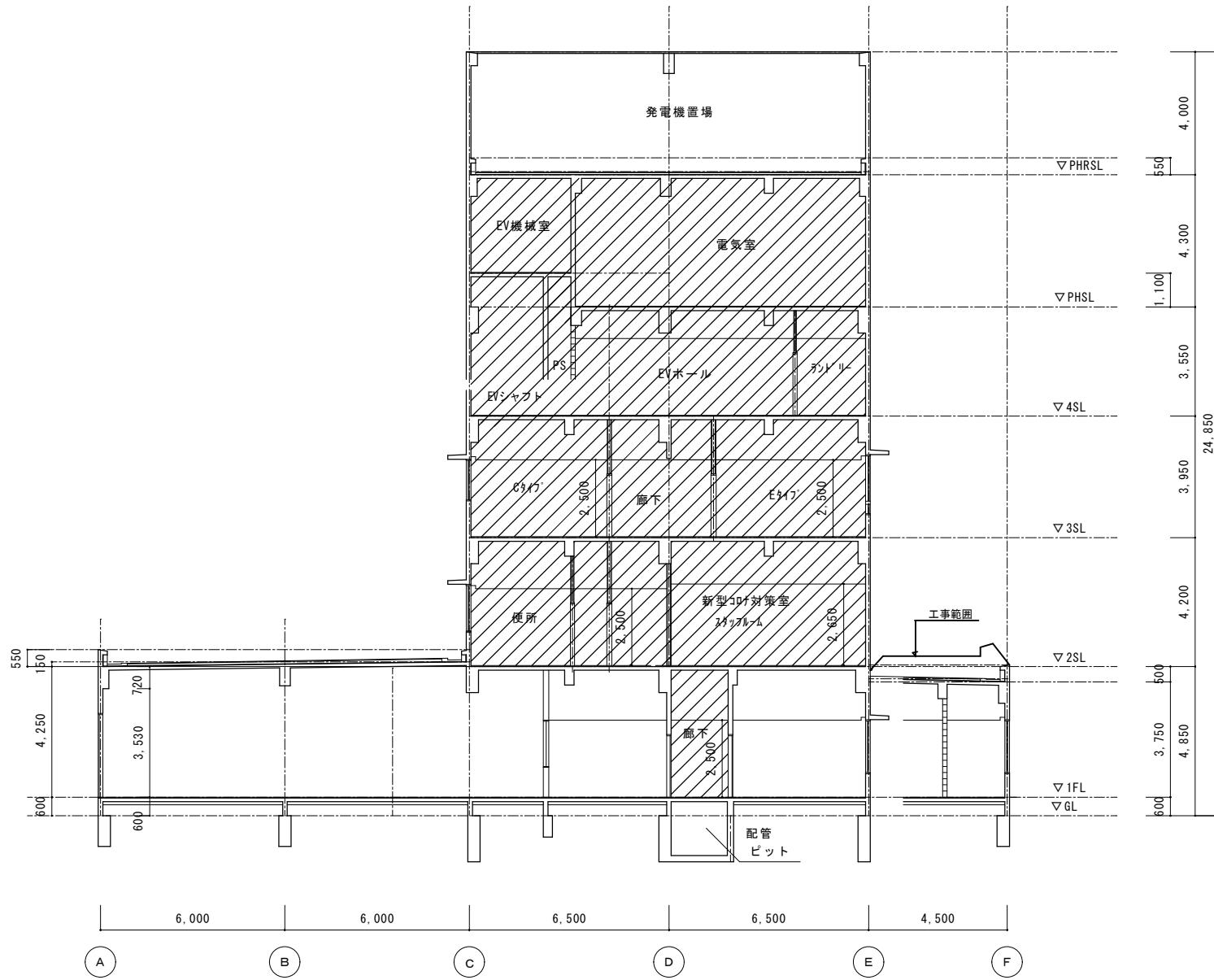


断面図(1) 1/100

工事名 R 2 病棟 旧徳島県立海部病院  
車・中村 屋上防水改修工事(2) (北側)  
図面名称 断面図(1)

図面番号 A-5  
縮尺 1/100

松根-級建築士事務所  
徳島市津田本町4丁目3番8-2号 TEL 088-662-2844  
松根美幸 1級建築士登録番号 81874号



工事名 R 2 病院 旧徳島県立海部病院

車・中村 屋上防水改修工事(2) (北側)

図面番号 A-6

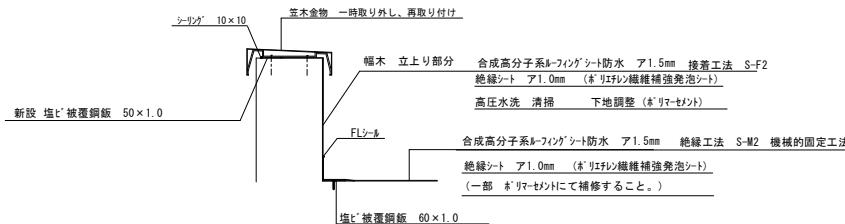
図面名称 断面図(2)

縮尺 1/100

松根-級建築士事務所

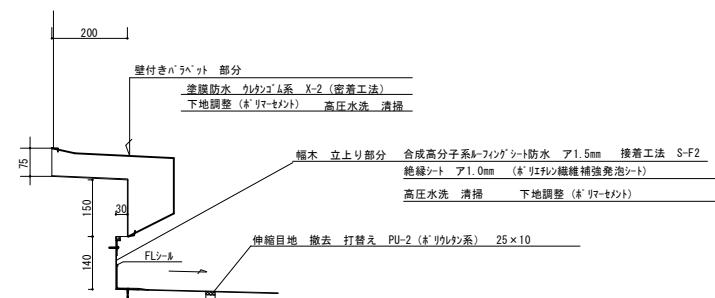
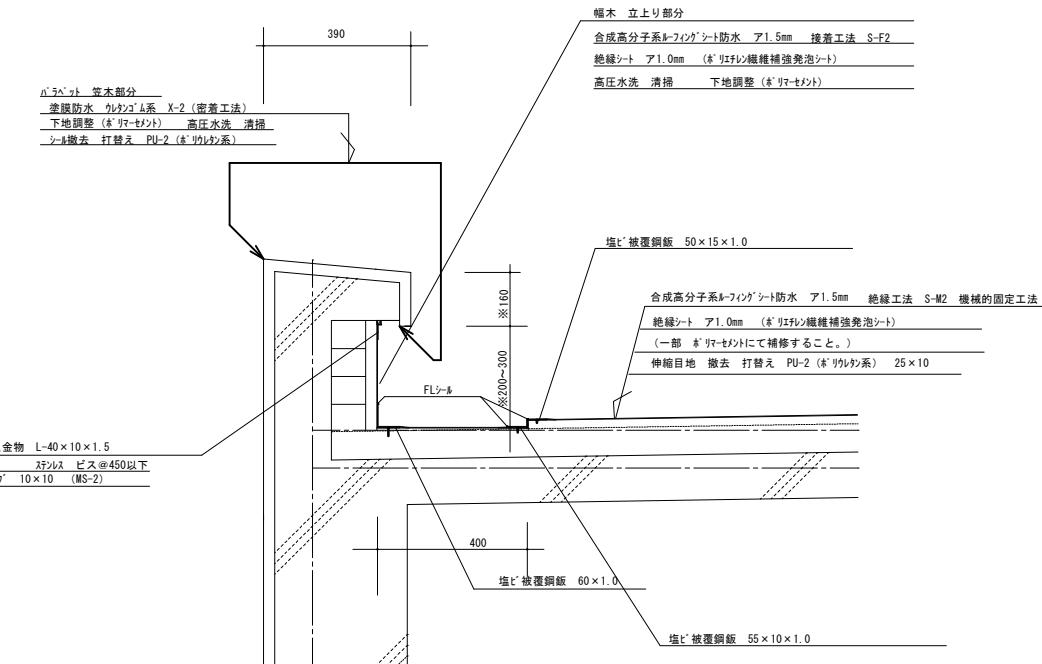
徳島市津田木町4丁目3番8-2号 TEL 088-662-2844

松根美幸 1級建築士 登録番号 91874号



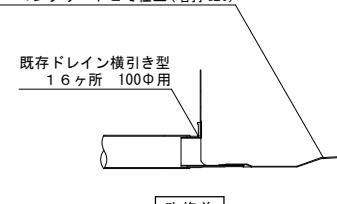
北側壁付ハラヘット 詳細図

SC 1/10

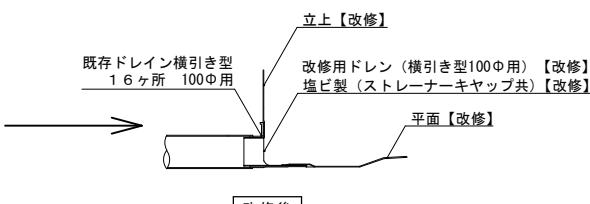


塗ビ'被覆鋼板 (塗ビ'被覆高耐食鋼板)		
規格	厚さ	1.0mm (樹脂層 0.3mm + 高耐食めつき鋼板 0.6mm + 裏面樹脂層 0.1mm )

防水モルタル金コテ 伸縮目地切仕上  
押えコンクリートt60  
モルタルt20  
アスファルト防水  
コンクリートこて仕上(増打t20)



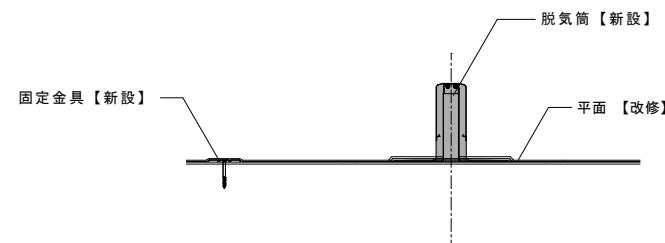
改修前



改修後

防水改修仕上表	
立上	S-F2 (接着工法)
平面	S-M2

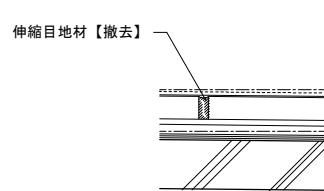
凡例  
【 】は工事範囲を示す



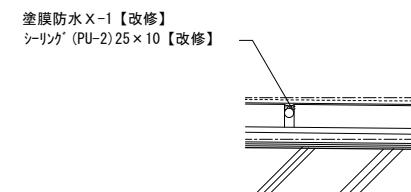
改修後

防水改修仕上表	
立上	S-F2 (接着工法)
平面	S-M2

凡例  
【 】は工事範囲を示す  
脱気筒は70mに1箇所設置する。



改修前



改修後

凡例  
【 】は工事範囲を示す